

## 令和2年度市町村事業費納付金の算定結果について

本算定は、令和2年度診療報酬改定等を反映した、国から提示された確定係数（国公費や被保険者1人あたりの負担額など）に基づいて、納付金額を算定しているもの。

### 1. 算定方法

- (1) 令和2年度保険給付費等の県全体の歳出を推計。
  - (2) 県全体の歳出から、激変緩和用の追加公費も含め、定率国庫負担金及び前期高齢者交付金、県の繰入金等を差引いて、県全体で集める納付金総額を算出。
  - (3) 県全体で集めるべき納付金総額を所得及び人数（世帯数）のシェアに応じて市町村ごとに按分。 ※医療分については年齢調整後の医療費指数を反映して納付金を算定。
- ・ 県全体保険給付費推計 ②64,889,474,693円、①65,666,121,831円 (②/①▲1.2%)
  - ・ 市町村納付金総額推計 ②23,436,843,375円、①25,538,015,263円 (②/①▲8.2%)
  - ・ 被保険者数推計 ②186,978人、①195,683人 (②/①▲4.4%)

### 2. 激変緩和措置の基準となる一定割合（自然増+ $\alpha$ （1.0%））

- ・ 医療分の自然増：1人当たり保険給付費の増

	H28	R2	伸び率
1人当たり保険給付費	312,291	345,475	10.6%

●一定割合=11.6%(10.6+1.0)

- ・ 後期・介護分の自然増：1人当たり負担額の増（公費除く）

	H28	R2	伸び率
<後期分> 1人当たり負担額(公費除く)	27,162	30,169	11.1%
<介護分> 1人当たり負担額(公費除く)	34,107	36,236	6.2%

●一定割合=12.1%(11.1+1.0)

●一定割合=7.2%(6.2+1.0)

○合算の一定割合：医療、後期、介護ごとに設定した一定割合を加重平均した値⇒11.5%

### 3. 算定結果

#### (1) 激変緩和前 【1人当たり納付金比較】

市町村	H28年度	R2年度		H28→R2	
		激変措置前	順	伸び率	順
富山市	120,353	126,091	9	104.8%	12
高岡市	119,320	122,722	10	102.9%	14
魚津市	126,911	136,223	2	107.3%	11
氷見市	110,875	115,613	15	104.3%	13
滑川市	114,608	133,292	3	116.3%	2
黒部市	114,203	128,287	7	112.3%	4
砺波市	113,444	129,098	6	113.8%	3
小矢部市	116,164	128,278	8	110.4%	5
舟橋村	107,333	146,193	1	136.2%	1
上市町	108,692	117,384	14	108.0%	10
立山町	111,059	120,262	13	108.3%	9
入善町	119,936	131,394	4	109.6%	6
朝日町	117,947	120,469	12	102.1%	15
南砺市	118,637	129,535	5	109.2%	7
射水市	112,920	122,403	11	108.4%	8
県全体	117,892	125,535	-	106.5%	-

○1人当たり納付金の伸び率が11.5%を超える市町村に対しては、激変緩和措置を講じる必要があるが、国費投入後では、県全体で11.5%を下回っているため、激変緩和用財源が余ることになる。

○余った激変緩和用国費については市町村との取決めにより、残額はすべて激変緩和措置に活用することとされている。

## (2) 激変緩和措置

## 《実施方法》

- ① H28年度とR2年度の1人当たり納付金額を比較する。
- ② 一定割合以上増加すると見込まれる場合、激変緩和用の国公費（暫定措置、特別調整交付金（追加激変緩和））を活用し、一定割合まで納付金額の引き下げを行う。

[激変緩和用の国公費に残額があった場合]

⇒残額は、すべて激変緩和措置（一定割合の引き下げ）に活用する。

[激変緩和用の国公費全額を活用しても、一定割合まで引き下げが行えない場合]

⇒県公費（1号繰入金）を活用し、一定割合まで納付金額の引き下げを行う。

## 《算定結果》

- ① 一定割合を11.5%と設定し激変緩和措置を行ったところ4市町村が激変緩和措置の対象となり、活用した国公費に残額が発生。
- ② 国公費の残額及び特例基金取崩分を全て激変緩和措置（一定割合の引き下げ）に活用した結果、激変緩和措置の対象は7市町村となった。

## 【激変緩和措置前】

市町村	H28年度	R2年度		H28→R2	
		激変措置前	順	伸び率	順
富山市	120,353	126,091	9	104.8%	12
高岡市	119,320	122,722	10	102.9%	14
魚津市	126,911	136,223	2	107.3%	11
氷見市	110,875	115,613	15	104.3%	13
滑川市	114,608	133,292	3	116.3%	2
黒部市	114,203	128,287	7	112.3%	4
砺波市	113,444	129,098	6	113.8%	3
小矢部市	116,164	128,278	8	110.4%	5
舟橋村	107,333	146,193	1	136.2%	1
上市町	108,692	117,384	14	108.0%	10
立山町	111,059	120,262	13	108.3%	9
入善町	119,936	131,394	4	109.6%	6
朝日町	117,947	120,469	12	102.1%	15
南砺市	118,637	129,535	5	109.2%	7
射水市	112,920	122,403	11	108.4%	8
県全体	117,892	125,535	-	106.5%	-

→

## 【激変緩和措置後】

市町村	R2年度		H28→R2	
	激変措置後	順	伸び率	
富山市	127,162	4	105.7%	
高岡市	123,769	8	103.7%	
魚津市	137,383	1	108.3%	
氷見市	116,604	14	105.2%	
滑川市	124,284	6	108.4%	
黒部市	123,857	7	108.5%	
砺波市	123,034	9	108.5%	
小矢部市	125,988	5	108.5%	
舟橋村	116,364	15	108.4%	
上市町	117,883	13	108.5%	
立山町	120,456	12	108.5%	
入善町	130,081	2	108.5%	
朝日町	121,495	11	103.0%	
南砺市	128,674	3	108.5%	
射水市	122,472	10	108.5%	
県全体	125,345	-	106.3%	

激変緩和措置

※ 県全体の歳入として算入済の公費から激変緩和措置に必要な財源（激変緩和用財源）を捻出し、対象市町村へ配分するため、対象外市町村は1人当たり納付金額が上昇することになる。（対象外から対象へ公費が移動するイメージ）

- R2年度の納付金について、H28年度との比較では県全体で自然増（10.5%）を下回る6.3%の伸びに収まり、市町村ごとでは4市町村が自然増を超える伸びとなったが、激変緩和措置を講じたことで伸び率の大きい市町村でも自然増を下回る8.5%の伸びに留まった。

## 4. 保険料（税）について

市町村の保険料（税）については、県が示す納付金から市町村ごとに異なる保健事業費や保険者努力支援制度の公費等を加減算し、年度間の平準化も考慮しながら各市町村で検討・決定していくこととなる。（別紙1-2「令和2年度標準保険料率の公表について」は県HPにおいて公表済）